

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

工 事 名	川崎高等学校及び附属中学校等新築工事
議案番号	第79号（平成26年第2回市議会定例会）
議決年月日	平成26年6月19日
契約の相手方	<p>横浜市中区大田町四丁目51番地</p> <p>鹿島・鉄建・北島・谷津共同企業体</p> <p>代表者 鹿島建設 株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;">代表取締役社長 中村 満義</p> <p>構成員 鉄建建設 株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;">代表取締役社長 橋口 誠之</p> <p>構成員 株式会社 北島工務店</p> <p style="padding-left: 40px;">代表取締役 北島 克己</p> <p>構成員 谷津建設 株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;">代表取締役 谷津 弘</p>
変更契約の内容	<p>契約金額の変更</p> <p style="padding-left: 40px;">変更前 契約金額 6,543,004,380円</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後 契約金額 6,666,014,220円</p>
専決処分年月日	平成26年7月29日
変更契約の理由	<p>川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、増額の変更を行うものである。</p>

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分報告について

工 事 名	川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事
議案番号	第96号（平成24年第2回市議会定例会）
議決年月日	平成24年6月22日
契約の相手方	川崎市川崎区池田二丁目2番3号 京急・光陽・寿共同企業体 代表者 京急電機株式会社 代表取締役 中山 伸 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 赤池 幸男 構成員 株式会社 寿電興 代表取締役 渡邊 栄理子
変更契約の内容	契約金額の変更 変更前 契約金額 986,349,090円 変更後 契約金額 1,007,671,530円
専決処分年月日	平成26年7月29日
変更契約の理由	川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、増額の変更を行うものである。

●変更契約の経過

(単位:円)

	原契約	第1回変更契約	第2回変更契約	第3回変更契約	第4回変更契約
変更理由		地盤改良工事及び地中障害物撤去作業	工期延長及び工法変更等	川崎市工事請負契約約款第26条第1項から第3項及び第8項による増額(全体スライド)	川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項による増額(インフレスライド)
	契約額	変更後契約額	変更後契約額	変更後契約額	変更後契約額
新築工事 (契約日)	5,848,500,000 (H24.6.29)	6,087,783,450 (H25.1.18)	6,207,841,500 (H25.8.9)	6,543,004,380 (H26.6.27)	6,666,014,220 (H26.7.29)
電気設備工事 (契約日)	950,250,000 (H24.6.29)	変更なし	958,411,650 (H25.8.9)	986,349,090 (H26.4.30)	1,007,671,530 (H26.7.29)
空調設備工事 (契約日)	1,060,500,000 (H24.6.29)	変更なし	1,088,896,200 (H25.8.9)	変更なし	変更なし
衛生設備工事 (契約日)	444,150,000 (H24.7.31)	変更なし	447,799,800 (H25.8.9)	変更なし	457,011,120 (H26.7.29)
昇降機設備工事 (契約日)	43,365,000 (H24.8.6)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
契約額合計	8,346,765,000	8,586,048,450	8,746,314,150	9,109,414,470	9,262,958,070
増額合計	-	239,283,450	160,265,700	363,100,320	153,543,600

※議会対象外

※議会対象外

## 川崎市工事請負契約約款（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。